

「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

<目次>

1	改正概要	1
2	新旧対照表	2

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

令和3年2月12日
総務省
情報流通行政局

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正

1. 改正理由

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「改正法」という。）の施行（第2条関係）に伴い、「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会決定第5号）の一部を改正する。

2. 改正内容

○改正法による電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第41条第3項の新設により、改正前の同法第41条第3項が改正後の同法第41条第4項に項ずれすることを受け、改正法の施行に伴い、「諮問を要しない軽微な事項について」六の条文中「法第四十一号第三項」を「法第四十一条第四項」に改正する。

3. 施行期日

○改正法の施行の日（改正法の公布日（2020年5月22日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日）

○「諮問を要しない軽微な事項について」（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会決定第五号）の改正案
 新旧対照表

		改正後	改正前
一〇五（略）			一〇五（同上）
六 法第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの			六 法第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの
一・二（略）			一・二（同上）
七〇九（略）			七〇九（同上）

（傍線は改正部分）

附 則

この規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行の日から施行する。

諮問を要しない軽微な事項について

平成二十年九月三十日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第一回）	決定
平成二十七年十月三十日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第六十五回）	決定
平成二十九年九月一日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第八十回）	決定
平成三十年二月九日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第八十四回）	決定
平成三十年三月二十三日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第八十五回）	決定
平成三十一年一月二十五日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第九十二回）	決定
平成三十一年二月十五日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第九十三回）	決定
平成三十一年三月二十八日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第九十四回）	決定

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）
 第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、
 次のとおりとする。ただし、第一項から第七項までの規定に該当するもの
 であつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限り
 でない。

一 法第十二条の二第四項第二号ロ又はニの規定による電気通信設備の指
 定のうち、次に掲げるもの

1 次のイ又はロに掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気
 通信設備の指定

イ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下
 「報告規則」という。）第三条第一項の規定による固定端末系伝送
 路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業
 法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」と
 いう。）第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合

ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続され
 る特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規
 則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合

2 次のイ又はロに掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の
 電気通信設備の指定

イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第一項
 ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の九の二第一項

二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案の
 うち、施行規則第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新
 たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。

1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率と
 して、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用
 いるもの

2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの

三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。）

四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの

1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの

2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの

3 施行規則第二十三条の四第二項第十号の二に規定する通信量に関する基準（通信の宛先の数に関する基準を含む。）を緩和するもの

4 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの

5 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備

五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの

六 法第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの

1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務

を提供するものであって、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合

2 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合

七 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成のうち、次に掲げるもの

1 法第五十条の十二の規定により記載するもの

2 当該計画の別表第4に定める本人特定事項の確認方法を変更するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条及び第七条の改正に伴い同様の内容とする場合に限る。）

八 法第六十九条各号に掲げる事項に関する事案のうち、次に掲げるもの

1 他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

2 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

九 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したもの

附 則

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為も係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
 - 2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項
 - 3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文（抜粋）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（電気通信設備の維持）</p> <p>第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（第三項に規定する電気通信設備）専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項及び次項に規定する電気通信設備並びに専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>3 第一百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p>	<p>（電気通信設備の維持）</p> <p>第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（）専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供するもの及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備及び専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

<p>4 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務（基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。）のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。</p> <p>5 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（第一項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>6 第一項から第三項まで及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。</p> <p>一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。</p> <p>二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。</p> <p>三 通信の秘密が侵されないようにすること。</p> <p>四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。</p> <p>五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。</p>	<p>3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 第一項、第二項 及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p>
--	--